

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

なお、12月の新規事業者説明会は開催いたしませんので、1月の説明会に参加いただきますようお願いいたします。

開催日	場所	時間(予定)
平成29年1月27日(金)	松本合同庁舎 402 会議室	午後1時～4時

2 年未年始の業務対応及び1月の受付日等について

年未年始における本会受付業務等について、下記のとおり予定しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

- 請求受付期間：平成29年1月1日(日)～平成29年1月10日(火)
平成28年12月29日(木)～平成29年1月3日(火)については、自治会館は閉館となりますが、ISDN回線請求用伝送受付サーバは稼動しております。(午前8時30分～午後8時)
また、インターネット請求については、上記受付期間中も24時間受付可能です。
- 平成29年1月請求分に関しましては、平成28年12月中の受付は行っておりません。
- 平成29年1月の持参分受付日は、4日～6日及び10日となります。
- 平成28年12月審査分の返戻等通知について
伝送請求事業所・・・平成28年12月28日(水)送信予定
磁気媒体・帳票請求事業所・・・平成29年1月4日(水)発送予定
- 平成28年12月処理分(平成28年8月サービス分)縦覧点検について
介護給付費の給付内容の確認について(依頼)・・・平成29年1月6日(金)発送予定
縦覧審査確認表の回答期限・・・平成29年1月17日(火)
- 平成29年1月6日(金)は、※介護保険課の事務室移転作業に伴い、電話が大変つながりにくくなることが予想されますので、返戻等の対処方法は過去の信濃の介護保険等をご覧ください。
※介護保険課は長野県自治会館の4Fから5Fに移転となります。

3 インターネット請求について

平成30年3月末をもって、ISDN回線による請求が廃止となります。現在、ISDN回線での請求を行っている事業所におかれましては、順次インターネット請求へ切り替えをお願いします。

なお、インターネット請求を行ううえでの請求前の準備作業・注意点をQ&Aにてお示ししますのでご確認ください。

No	質問	回答
1	事業所のPCがインターネットに繋がっていないが（ISDN回線のみ繋がる状態）、工事等を依頼し、インターネットに繋がる状態にする必要はあるか？	インターネット請求をするには、光回線等により事業所のPCがインターネットに繋がっていることが前提条件となります。
2	インターネット請求に切り替えるには、まず何をすべきか？	「介護給付費等の請求方法変更届」又は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を本会へ郵送で提出ください。本会で受領後、郵送にて「電子請求登録結果に関するお知らせ」を送付いたします。
3	「電子請求登録結果に関するお知らせ」が届いたが、その後どうすればいいか？	事業所から請求を行う場合は、インターネット上にある「電子請求受付システム」にて、事業所の情報を登録、事業所の証明となる電子証明書を申請、ダウンロード後、インターネット請求開始となります。なお、事業所から請求を行う場合、 伝送ソフト等のデータを送受信するソフトが必要 となりますのでご注意ください。
4	インターネット請求へ移行するにあたり、説明書等はないか？	「電子請求受付システム操作マニュアル」等は電子請求受付システムからダウンロード可能です。なお、当該システムのトップページのお知らせ一覧にはインターネット請求に向けた移行作業手順書が掲示されており、事業所の請求方法に対応した手順書が取得できますので参考としてください。
5	事業所から請求を行わず、民間の請求事務取扱業者が代わりに請求を行う予定だが、どうすればいいのか？	「電子請求登録結果に関するお知らせ」を民間の請求事務取扱業者に送付する必要があると聞いています。事業所から請求を行わない場合、「電子請求受付システム」での登録、電子証明書の申請は行わないようお願いいたします。
6	同一事業者で複数の事業所を運営しているが、電子証明書を事業所ごとに取得する必要があるのか？13,200円×事業所数になるのか？	複数事業所の請求を一カ所からまとめて請求しているのであれば、法人等の代表者を代理人として申請し登録することによって、1事業者分の電子証明書で代理請求を行うことができます。
7	元々ISDN回線で請求していたが、11月から民間の請求事務取扱業者を代理人として代理請求へ変更した（委任期間が11月開始）。10月審査分の請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表や介護給付費等支払決定額通知書が代理人から届かないのはどうということか？	11月から委任開始であれば、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表等の通知文書については、10月審査時点で事業所がISDN回線のため、従来の請求の送付先（ISDN回線）へ通知が送付されています。事業所が直接ISDN回線で受信してください。なお、信濃の介護保険等の連絡文書は、11月に送付しているのであれば代理人側へ送付されますのでご注意ください。

平成28年11月請求分の支払日は12月28日(水)、平成29年1月請求分の提出期限は1月10日(火)です。